

# 富山県事業持続月次支援金 申請要領

【申請受付期間】令和3年10月22日（金）～令和4年1月31日（月）

## 1 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなか、8月20日から9月12日にかけて本県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴う、外出自粛要請や飲食店等への時短要請により、厳しい経営環境となった県内事業者の事業継続や立て直しを支援するため、国の「月次支援金」の給付を受けた事業者に対し、県独自で支援金を上乗せする「富山県事業持続月次支援金」（以下「支援金」といいます。）を給付いたします。

## 2 支援金の給付対象事業者

### (1) 一般事業者（酒類販売事業者以外）

以下の①、②のいずれも満たす方

#### ① 国の月次支援金（8月分又は9月分）の給付決定を受けた中小企業等、個人事業者等

#### 《参考》 国の月次支援金の概要

【給付対象】 ※次の①と②を満たせば業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

※休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること又は地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

② 月間売上が前年又は前々年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

ただし、休業又は時短要請に係る協力金の支給対象となっている事業者は、受給の有無に関わらず、国の月次支援金の対象外となります。

※「売上」については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から受けた給付金、補助金、助成金等を除外してください。複数の店舗や事業所を有している事業者は、1事業者単位で売上が50%以上減少していることが求められます。

※「中小企業等」とは、資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は資本金の額若しくは出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人をいいます。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は前段のいずれかを満たす法人をいいます。

※「個人事業者等」とは、個人事業収入（売上）を得ている個人又はフリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等をいいます。

【給付額】 前年又は前々年の同月比の売上減少額

上限額：中小企業等20万円/月、個人事業者等10万円/月

【申請期間】 8月分：令和3年9月1日～10月31日

9月分：令和3年10月1日～11月30日

【問合せ先】 月次支援金相談窓口（国）

電話番号：0120-211-240（IP電話：03-6629-0479）

受付時間：午前8時半～午後7時（土日、祝日含む全日対応）

※国の月次支援金に関するご質問等は、ご面倒おかけしますが、より正確性を期すため、国の相談窓口までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

#### ② 確定申告の納税地が富山県内の事業者

※富山県内に本社や主たる事務所を有していることが必要です。

法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の納税地が富山県内の事業者に限ります。納税地は以下の①～③で確認してください。

- ① 法人の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業主（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された代表者住所
- ③ 個人事業主（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された代表者住所

## （２）酒類販売事業者

上記（１）①、②及び以下の③のいずれも満たす方

- ③ 酒税法に規定する酒類の製造免許又は酒類の販売業免許のいずれかを取得している事業者のうち、**酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた富山県内等の飲食店と前年及び前々年の８月、９月に複数回の取引**がある事業者

※「富山県内等」とは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定され、自治体からの酒類の提供停止を伴う休業要請、時短要請があった地域を指します。具体的には、富山県内であれば県内全域、県外であれば東京都や大阪府等です。

※「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店の許可を受けている店舗です。

※「複数回の取引」とは、前年及び前々年の８月、９月において複数回取引（１回の取引が事業の主たる取引の場合は１回で可）を行っており、また「取引」とは、飲食店との直接的な取引だけでなく、卸売業など間接的な取引を含みます。

※なお、③の要件を満たさない酒類販売事業者であっても、上記（１）①、②のいずれの要件も満たしていれば、（１）一般事業者（酒類販売事業者以外）として申請いただくことが可能です。

## 3 支援金の給付額

令和３年８月分、９月分についてそれぞれ申請が可能です。

※富山県飲食業関連事業者支援給付金（第２次）（以下「**県給付金**」といいます。）との併給も可能です。（県の支援金は、県給付金の受給後に申請していただくことを推奨いたします。）

ただし、県給付金の受給月に係る支援金の額は、県給付金受給額を控除（下記金額を限度）した額となります。控除した結果、支援金が生じない可能性もありますので、申請前に予め支援金の額を算定のうえ、申請してください。

### （１）一般事業者（酒類販売事業者以外）

８月分、９月分の国の月次支援金給付額にそれぞれ２分の１を乗じた額を給付します。

- ・ 中小企業等 上限 10 万円/月 （1 円未満切り捨て）
- ・ 個人事業者等 上限 5 万円/月

※県給付金を８月の売上減少により受給（申請）された方は、県の支援金の８月分の給付はありません。同様に、県給付金を９月の売上減少により受給（申請）された方は、県の支援金の９月分の給付はありません。

### （２）酒類販売事業者

８月分、９月分の国の月次支援金給付額と同額を給付します。

ただし、月間売上額の減少割合に応じて給付上限額を割り増しします。

具体的には、①と②のいずれか小さい額を給付します。

- |         |              |            |
|---------|--------------|------------|
| ① 中小企業等 | △50%以上 70%未満 | 上限 20 万円/月 |
|         | △70%以上 90%未満 | 上限 40 万円/月 |

	△90%以上	上限 60 万円/月
個人事業者等	△50%以上 70%未満	上限 10 万円/月
	△70%以上 90%未満	上限 20 万円/月
	△90%以上	上限 30 万円/月

②国の月次支援金制度における売上減少額から国の月次支援金給付額を控除した額

※県給付金を8月の売上減少により受給（申請）された方は、県の支援金の8月分は、①と②のいずれか小さい額から、県給付金 20 万円を控除した額となります。同様に、県給付金を9月の売上減少により受給（申請）された方は、県の支援金の9月分は、①と②のいずれか小さい額から、県給付金 20 万円を控除した額となります。

控除した結果、0 円以下になった場合は、当該月分の県の支援金の給付はありません。

酒類販売事業者は、本県への「まん延防止等重点措置」の適用に伴って、飲食店等への営業時間短縮や外出の自粛に加えて、酒類の提供の自粛もお願いした中で、とりわけ厳しい状況となることから、支援金の給付上限額を他の業種の2倍とするとともに、売上の減少割合が特に大きい場合には給付上限額を割り増しする制度としています。

## 4 申請手続き等

### (1) 支援金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・富山県新世紀産業機構のホームページからダウンロード →
- ・各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口（各商工会, 各商工会議所, 各小売酒販組合）



### (2) 申請書類

「提出書類チェックシート」で規定する申請書類を確認してご提出ください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のためにご連絡することもありますので、申請書類提出時に、必ず控えをとり保管ください。なお、申請書類は返却いたしません。

※国の月次支援金の8月分、9月分の2か月とも受給された方は、県の支援金は、2か月分をまとめて申請していただくことで、必要な書類を集約して提出いただくことができます。8月分と9月分を分けて申請いただく場合は、その都度、必要書類一式のご提出をお願いすることになりますので、予めご了承ください。

## 5 申請方法

### (1) 郵送による申請

申請書類を次の宛先に郵送してください。

＜宛先＞

〒930-0004 富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル  
富山県事業持続月次支援金事務局 宛

※令和4年1月31日（月）当日消印有効です。【厳守】

※特定記録郵便やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。（郵便事故における責任は負いかねますとともに、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねますので、予めご了承ください。また、レターパックライト又はレターパックプラスで郵送される前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。）

## (2) オンラインによる申請

富山県新世紀産業機構のホームページを確認してください。

<https://www.tonio.or.jp/info/getsujishien/>

※令和4年1月31日(月)23時59分までに送信を完了してください。【厳守】



※申請受付期間(令和4年1月31日(月)まで)を超えた場合は受け付けできません。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、郵送又はオンラインでの申請をお願いします。

※支援金の給付要件である国の月次支援金の申請期間は、

8月分：令和3年9月1日～10月31日、9月分：令和3年10月1日～11月30日となっております。

県の支援金の申請期間は、8月分、9月分ともに、令和3年10月22日～令和4年1月31日です。

## 6 給付等の決定・時期

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、指定の口座に支援金を順次振り込みます。
- (2) 速やかな給付に努めてまいります。多くの申請が寄せられた場合や、書類の不備や確認に時間を要した場合は、振り込みまでに時間を要することがありますので、予めご了承ください。
- (3) 追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不給付となる場合があります。

## 7 通知

申請書類の審査の結果、給付又は不給付を決定したときは、後日、郵送にて通知をお送りします。

## 8 その他

- (1) 支援金の給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。支援金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、加算金(支援金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。  
また、支援金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(その未納額に年10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。
- (2) 支援金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

## 9 支援金に関する問い合わせ先

富山県事業持続月次支援金事務局

電話番号：076-444-5380

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局窓口での相談等は受け付けておりません。

### **支援金を装った詐欺にご注意ください！**

- 支援金の給付にあたって、現金自動預払機（ATM）の操作、手数料の振入、暗証番号の聞き取りなどを求めることはありません。
- 自宅や職場などに不審な電話やメールなどがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。